

行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成31年3月25日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

1. 監査の概要

(1) 監査のテーマ

「市が関与する任意団体の事務執行について」

(2) 監査の期間

平成30年11月から平成31年3月まで

(3) 監査の方法

全部局に対し、調査票の提出を求め書類調査及び審査を行い、必要に応じ該当担当部局職員から聴取等により、監査を実施した。

(4) 監査の着眼点

- ①任意団体は、運営に必要な諸規程の整備を適正に行っているか。
- ②任意団体の出納事務におけるチェック体制は構築されているか。
- ③任意団体の預金通帳、印鑑等の管理及び出納事務は適正であるか。
- ④任意団体に対する市職員の関与は適正であるか。
- ⑤任意団体の今後のあり方について検討を行っているか。

2. 監査の結果

任意団体業務の必要性や設立目的の達成状況等を検証の上、団体への今後の支援のあり方等について検討を進めるとともに、管理体制の整備を図り、厳正かつ適正な執行管理に努めることを強く求める。